

乗用カート利用約款

第1条【本約款の目的】

本約款は、赤羽ゴルフ倶楽部（以下、「当クラブ」という）における乗用カートの利用に関する基準を定め、当クラブ利用者及び従業員の安全確保を図ることを目的とします。

第2条【本約款の遵守】

1. 乗用カートの運転者（以下、「運転者」という）および、乗用カートの同乗者（以下、「同乗者」という）（以下、運転者と同乗者を併せて「利用者」という）は、キャデュー付きプレーかセルフプレーにかかわらず、この約款を遵守する義務を負うものとします。
2. 利用者は、カート利用に関し、安全運転及び事故防止に十分注意してカートを利用してください。

第3条【運転者の制限】

次の各号のいずれかの事由に該当する利用者は、運転者になることができません。

1. 酩酊その他の事由により正常な操作が困難と認められる場合
2. カートの操作技術が未熟で、適切に操作ができない場合
3. 運転免許証、または運転経歴証明書を所有していない場合
4. 飲酒している場合

第4条【プレー中における危険防止】

1. 乗用カートは、次の各号の仕様をご確認いただいたうえでご利用ください。
 - ① 乗用カートは、人・動物・他のカート・他の車両・障害物等には反応せず自動停止いたしません。
 - ② 乗用カートは、TEE グラウンドや道路を横切する場合、自動停止いたしません。
2. 利用者は、前項の乗用カートの仕様をご理解いただき、次の各号の事由を遵守してください。
 - ① 乗用カートの前に立つこと、前を歩いたり横切ったりすることはしないでください。
 - ② 載積物の積み上げ・積み下ろし等のため、乗用カートの後ろに立つ際には、周囲の他の乗用カートにご注意ください。
 - ③ 乗降時を除き乗用カートの側面に不用意に近づかず、カートの横を歩いたりしないでください。

- ④ カートへの乗降は、カートが完全に停止したことを確認して行い、走行中の飛び乗り・飛び降りはしないでください。

第5条【運転者の注意事項】

運転者は乗用カートの運行に際し、次の各号の事由を遵守してください。

1. 走行開始時の注意事項

- ① 乗用カートの乗車定員は2名です。運転開始の際には、乗車定員以内であることを確認し、定員超過の状態では運転しないでください。
- ② 乗用カートの運転の開始は必ず係員の指示に従ってください。
- ③ 運転の開始に際しては、同乗者の乗車に先立って、必ずブレーキ等を含むその他の装置が正常に作動することを確認してください。
- ④ 同乗者が着座したこと及び前後左右の安全を確認したうえで、同乗者に声をかけてから発進してください。
- ⑤ クラブを持ったまま運転しないでください。クラブをキャディーバッグに入れてから乗車してください。

2. 走行中の注意事項

- ① 走行中は常に、前向きに座り、乗用カートのハンドル・アームレスト・バー・グリップにおつかまりください。
- ② 乗用カート走行中は、乗用カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように注意してください。
- ③ カート用道路の走行（雨天悪路時）に関し、走行方法等の標示や標示版がある時は、これに従って運転してください。
- ④ 乗用カートの位置と前後左右の安全を確認しながら運転してください。

3. 駐停車の際の注意事項

- ① 前に停止している乗用カートがいるときは、安全な距離をとって停止してください。
- ② 急な坂道・斜面・橋の上・その他の不安定な場所や、打球が当たる可能性がある場所で駐停車しないでください。
- ③ 乗用カートから離れるときは、他の利用者の降車を確認してください。

第6条【同乗者の注意事項】

同乗者は乗用カートの利用に際し、次の各号の事由を遵守してください。

- 1. 乗用カートの乗車定員2名を超過したカートには同乗しないでください。
- 2. 乗用カート走行中は、常に前向きに座り、アームレスト・バー・グリップにおつかまりください。
- 3. 乗用カート走行中は、乗用カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように注意

してください。

4. 乗用カートの乗降は、カートが停止していることを確認した上で行ってください。走行中の飛び降り・飛び乗りはしないでください。
5. 乗用カート走行中は、クラブの抜き差しをしないでください。
6. クラブを持ったまま乗車しないでください。クラブをキャディーバッグに入れてから乗車してください。

第7条【事故の場合の責任等】

1. 利用者は、自らの故意もしくは過失により、または本利用約款もしくは当クラブの指示に違反して、カートの利用に伴い、第三者（同乗者を含む）の生命・身体・財産に危害を及ぼした場合、もしくはカート、その他の当クラブ施設を毀損・滅失した場合、自らの責任でその損害を賠償しなければなりません。
2. 冬季は乗用カート通路等あらゆる箇所が凍結する可能性がございます。凍結箇所の有無を確認し、凍結箇所を走行する際には乗用カートのスリップや転倒事故等に注意して走行してください。
3. 乗用カート事故による人的・物的損害について、当クラブは責任を負いません。ただし、当クラブに責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

第8条【避難について】

1. 雷や大雨、暴風等により、当クラブがプレーの一時中断または避難の決定をし、当クラブより指示があった場合、その場に留まることなく、速やかに近くの避難車両またはクラブハウスに避難してください。
2. 天候の急変等により、利用者が危険と判断した場合には、危険回避するため、当クラブによる一時中断・避難の決定指示を待つことなく速やかに避難してください。
3. 自然災害により起こる乗用カートの事故については、当クラブは責任を負いません。

第9条【緊急時の連絡】

コース内において、カート事故の発生や天候の急変等の緊急事態が生じた場合、当クラブまでお電話にて連絡してください。

第10条【カート載積品の管理】

1. 利用者は、カートに載積したゴルフ用品、携行品等を自らの責任で管理してください。
2. 万一、破損・紛失・盗難等が発生した場合、当クラブは責任を負いません。ただし、当クラブに、責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

第 11 条【本約款の改定】

当クラブは、法令の規定に従い、本約款を改定することができるものとします。この場合には、当クラブのウェブサイト・ホームページへの掲載または当クラブ施設内への掲示、その他相当の方法により、あらかじめ周知するものとします。

※万が一の場合に備えて、ゴルファー保険の加入をおすすめいたします。

以上